

建 技 第 187 号

令 和 5 年 7 月 27 日

関係協会長 殿

富山県土木部長

ウィークリースタンスの取り組みについて

このことについて、富山県土木部においては別添のとおり対応することとしましたので、参考までにお知らせします。

(事務担当)

建設技術企画課 企画調整係
技術指導係

建 技 第 187 号

令 和 5 年 7 月 27 日

部内各所属長 殿

土木部長

ウィークリースタンスの取り組みについて

県内建設関係企業において、就業者の高齢化や担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、技術者の確保・育成が重要な課題となっています。

また、平成 31 年 4 月 1 日施行された改正労働基準法では、時間外労働の上限が罰則付きで規制され、建設業においては、施行から 5 年後(令和 6 年度)の適用となるため、それまでの期間は受発注者がともに、環境づくりを行うことが必要となっています。

つきましては、受発注者間の労働環境の改善のため、ウィークリースタンスの取り組みについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 対象業務 富山県土木部が発注するすべての工事、業務

2 ウィークリースタンスの取り組み内容

- ・マンデー・ノーピリオド(月曜日を依頼の期限日としない)
- ・ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける)
- ・フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない)
- ・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ・イブニング・ノーリクエスト(定時間際、定時後の依頼をしない)

なお、この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行ってください。

また、災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応をしてください。

3 特記仕様書への明示例

発注者は、特記仕様書に次のとおり明示する。

第〇〇条 ウィークリースタンス

1 建設関係企業の担い手確保や生産性向上のため、この工事(業務)は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取り組みに努めることとする。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- (2) 水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける(ウエズデー・ホーム)
- (3) 金曜日に依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- (4) 昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- (5) 定時間際、定時後の依頼をしない(イブニング・ノーリクエスト)

2 この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行うことができるものとする。

3 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

4 適用

令和5年8月 15 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事及び建設工事にかかる委託業務に適用する。

事務担当
建設技術企画課
技術指導係
企画調整係